

○非常招集に関する訓令

(昭和38年2月25日島根県警察訓令第5号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、多衆犯罪、災害、雑踏その他の事案が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、主として部隊活動によりこれに対処するため、島根県警察の職員(以下「職員」という。)を迅速に招集すること(以下「非常招集」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の発令)

第2条 警察本部(島根県警察学校を含む。以下同じ。)における非常招集は、警察本部長(以下「本部長」という。)の命令に基づき、警務部長が警察本部の部長、首席監察官、課長、刑事部科学捜査研究所長、島根県警察交通機動隊長、島根県警察高速道路交通警察隊長、島根県警察機動隊長及び島根県警察学校長(以下「部課長等」という。)に対して発令する。

- 2 前項の規定による発令を受けた部課長等は、直ちに所属の職員を招集する。
- 3 部課長等は、自らの判断に基づき、所属の職員に対して非常招集を発令することができる。
- 4 警察署における非常招集は、警察署長が本部長の命令又は自らの判断に基づき、所属の職員に対して発令する。

(令達方法及び令達系統表)

第3条 非常招集命令の伝達(以下「令達」という。)は、電話等により迅速かつ確実に行わなければならない。

- 2 前条の規定により発令をする者(以下「発令者」という。)は、令達系統表(様式第1号)を備え、常にこれを最新の内容にしておかななければならない。

(当直責任者の措置)

第4条 執務時間(島根県の休日定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する県の休日を除いた日の8時30分から17時15分までの間をいう。第11条第1項において同じ。)外における令達は、当直責任者が担当するものとする。

- 2 当直責任者は、発令者の指示を受け、令達系統表に従い、最初に令達を受けるべき者(以下「筆頭受令者」という。)に対し、それぞれ電話等により迅速かつ確実に令達しなければならない。

(令達事項及び服務携行品)

第5条 令達に当たっては、通常次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 発令日時
 - (2) 応招日時(特に指定しないときは直ちに応招すべきものとする。)
 - (3) 応招場所(特に指定しないときは所属部署とする。)
 - (4) 派遣先(その必要がある場合に限る。)
 - (5) 滞在期間(その必要がある場合に限る。)
- 2 令達を受けた職員(以下「受令者」という。)の応招時における服装及び携行品は、特に指定する場合を除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 服装は常装（盛夏時は略装とする。）とし、警察官にあつては警備靴を履くこと。
- (2) 外とう又は雨衣、照明用具、印鑑及び現金若干を携行すること。

（職員的心構え）

第6条 職員は、常に非常招集が重大又は緊急な事態に対処するため発令されるものであることを認識し、いかなる状況下においても直ちに応招できるようにしなければならない。

- 2 職員は、常にその所在を明らかにして連絡の方法を講じておくなど、いつでも令達に応じるようにしなければならない。

（受令者の措置）

第7条 受令者は、令達系統表の定めるところに従い、筆頭受令者から順次担当する次番者に対し、迅速かつ確実に令達しなければならない。

- 2 受令者は、病気その他やむを得ない事由により応招することができないときは、電話その他の方法により速やかにその旨を発令者に報告しなければならない。
- 3 受令者は、応招日時の指定があるときは指定時刻内に、指定がないときは直ちに指定された場所に応招し、発令者に官職氏名を申告しなければならない。

（応招者の点検等）

第8条 発令者は、応招した職員について順次人員及び服装、携行品等を点検するとともに、その状況を応招者名簿（様式第2号）により記録しなければならない。

- 2 発令者は、本部長の命令に基づいて発令した場合においては、前項の点検をした後その状況を本部長に報告するとともに、応招した職員を他の部署に派遣するときは派遣先の長に確実に引き渡すようにしなければならない。

（車両運転責任者の措置）

第9条 車両運転責任者は、前条第1項の点検を受けた後、担当する車両が直ちに出勤できるよう整備しておかなければならない。

（待機）

第10条 発令者は、非常招集を発令することが予想されるときは、令達を受けることとなる職員に対し、あらかじめ時間、場所等を指定して待機を命ずるものとする。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、必要な準備を整え、当該命令に従って待機しなければならない。

（初動措置体制の確保に係る待機）

第11条 部課長等及び警察署長は、前条第1項に定めるもののほか、夜間、休日等に発生する事件事故の初動措置に係る体制（第3項において「初動措置体制」という。）を確保するため、執務時間外にあつては所属の職員に対し、待機を命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、連絡手段を確保した上で、呼び出しに直ちに応じることができるよう準備を整えておかなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、初動措置体制の確保に係る待機に関し必要な事項は、別に定める。

（訓練のための非常招集）

第12条 訓練のための非常招集の発令は、訓練であることを明示し、発令者が行うものとする。

(非常参集)

第13条 職員は、重大な事件・事故、震度5強以上の地震、風水害等非常の事態が発生し、又はそのおそれがあることを認知した場合は、速やかに参集し、又は参集の必要性を所属長、当直責任者等に確認しなければならない。

(緊急配備のための職員の招集)

第14条 緊急配備のための職員の招集については、別に定めるところによる。

附 則

- 1 この訓令は、昭和38年3月1日から施行する。
- 2 島根県警察本部非常招集規程（昭和31年県警察訓令第15号）は、廃止する。

附 則（昭和44年5月6日島根県警察訓令第17号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和45年11月24日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日島根県警察訓令第4号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年8月21日島根県警察訓令第8号）

この訓令は、昭和53年8月21日から施行する。

附 則（昭和57年11月1日島根県警察訓令第20号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（昭和60年5月21日島根県警察訓令第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成5年10月15日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成6年3月14日島根県警察訓令第13号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月5日島根県警察訓令第7号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成10年9月22日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成15年2月25日島根県警察訓令第6号）

この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則（平成16年8月10日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、平成16年8月18日から施行する。

附 則（平成19年2月1日島根県警察訓令第6号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第35号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日島根県警察訓令第23号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式 〔略〕